

甲府市利用者負担額寡婦（夫）控除のみなし適用に関する要綱

子 第 1 号

(趣旨)

第1 この要綱は、婚姻によらないで母又は父となった支給認定保護者（以下「未婚寡婦等」という。）に対して、税制度の寡婦（夫）控除が適用されるものとみなし、利用者負担額（以下「保育料」という。）の算定を実施すること（以下「みなし適用」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱における用語の意義は、地方税法（昭和25年法律第226号）の例による。

(対象者)

第3 みなし適用の対象となる未婚寡婦等は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 未婚寡婦等であり、かつ、甲府市に居住していること。
- (2) 保育料の算定基準となる年度（以下「課税年度」という。）の前年の12月31日（以下「基準日」という。）において未婚寡婦等であること。
- (3) 基準日において生計を一にする20歳未満の子（総所得金額等が38万円以下で、他の者の扶養親族となっていない子に限る。）がいること。
- (4) 基準日において児童扶養手当を受給していること。
- (5) 事実上の婚姻関係にないこと。

(みなし適用の内容)

第4 みなし適用の内容は、次のとおりとする。

	適用要件	所得控除額 (市町村民税)
寡婦	基準日に扶養親族又は生計を一にする子がいる場合（ <u>総所得金額</u> が38万円以下）	26万円
	基準日に扶養親族である子がいる場合	保育料の算定基準となる年度の前年の合計所得金額が500万円以下であること。 26万円
寡夫	基準日に生計を一にする子がいる場合（ <u>総所得金額</u> が38万円以下）	

(みなし適用の申請)

第5 みなし適用の認定を受けようとする未婚寡婦等は、甲府市利用者負担額（保

育料) 寡婦 (夫) 控除のみなし適用申請書 (第 1 号様式) を市長に提出しなければならない。

(みなし適用の審査)

第 6 市長は、前条の規定により甲府市利用者負担額 (保育料) 寡婦 (夫) 控除のみなし適用申請書の提出があった場合は、必要な審査を行い、認定について審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に必要な書類を未婚寡婦等から提出させることができる。

(みなし適用の認定)

第 7 市長は、前条の規定により審査したときは、その結果を甲府市利用者負担額寡婦 (夫) 控除のみなし適用通知書 (第 2 号様式) により申請者に通知するものとする。

(みなし適用の期間)

第 8 みなし適用の期間は、第 7 の規定による認定を受けた日の属する月の翌月から当該課税年度の切替日までとする。ただし、やむを得ない特段の理由があるときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 各号に掲げる要件が消滅したときのみなし適用の期間は、当該要件が消滅した日の属する月までとする。

(認定の変更)

第 9 第 3 の規定によるみなし適用の認定がされている未婚寡婦等が、所得状況や世帯状況等に変更があった場合には、甲府市利用者負担額寡婦 (夫) 控除のみなし適用に係る変更届 (第 3 号様式) に、当該変更の内容が確認できる書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する変更届の提出があった場合は、その内容を審査し、みなし適用の認定変更を決定するものとする。

(認定の更新)

第 10 第 8 の規定により認定された期間を超えて、引き続きみなし適用を受けようとする未婚寡婦等は、第 5 に規定する申請を改めて行わなければならない。

(みなし適用の取消し)

第 11 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、みなし適用を取り消すものとする。

(1) 第 3 各号に掲げる要件に該当しなくなったことが判明したとき。

(2) 申請書に事実と異なる虚偽の記載をし、その不正な行為によってみなし適用を受けていることが判明したとき。

(負担額又は給付額の返還等)

第 12 市長は、偽りその他不正の行為によってみなし適用の認定を受けた者がいるときは、その者から当該みなし適用によって生じた保育料の差額を納付させ、又は給付額の差額を返還させることができる。

(委任)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(第1号様式)

平成 年 月 日

甲府市利用者負担額寡婦（夫）控除等みなし適用申請書

(あて先) 甲府市長

(申請者) 住 所

氏 名

印

電 話

利用者負担額（保育料）について寡婦（夫）控除等のみなし適用を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

児童名		生年月日	平成 年 月 日
入所施設名			
保育必要量の区分 (いずれかに☑をしてください。)	<input type="checkbox"/> 保育標準時間 <input type="checkbox"/> 保育短時間		
世帯状況	利用者負担額（保育料）の 算定基準となる年度の前 年の12月31日の状況	現在の状況	
申請者の婚姻歴の有無 (いずれかに☑をしてください。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
事実上婚姻関係にある者の有無 (いずれかに☑をしてください。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
生計を一にする20歳未満の子の有無 (いずれかに☑をしてください。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
税法上の扶養人数（20歳未満の子）	人	人	
児童扶養手当の受給の有無 (いずれかに☑をしてください。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
甲府市利用者負担額（保育料）寡婦（夫）控除等みなし適用に関して、甲府市が要件確認を行うために必要な範囲内で、児童扶養手当情報、申請者及び対象となる子の課税情報、住民記録情報及び戸籍情報を調査し、確認することに同意します。 また、申請内容に虚偽があった場合、寡婦（夫）控除等みなし適用の取消し及び当該申請において適用された利用者負担額（保育料）料の減額分について返還することに同意します。			
平成 年 月 日 氏名			印

(第2号様式)

平成 年 月 日

甲府市利用者負担額寡婦（夫）控除等みなし適用にかかる決定通知書

様

甲府市長

年 月 日付けの申請については、次のとおり決定しましたので、通知します。

児童名		生年月日	平成 年 月 日
入所施設名			
決定結果	<input type="checkbox"/> 利用者負担額（保育料）に変更がありました。 <input type="checkbox"/> 利用者負担額（保育料）に変更がありませんでした。		
変更内容	みなし適用実施前		
	みなし適用実施前		
認定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
備考			
<p>備考</p> <p>本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。</p> <p>また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この裁決があったことを知った日から3月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。</p>			

(第3号様式)

平成 年 月 日

甲府市利用者負担額寡婦（夫）控除等みなし適用にかかる変更届

(あて先) 甲府市長

(申請者) 住 所
氏 名

㊞

寡婦（夫）控除等のみなし適用について、次のとおり変更がありましたので届出ます。

児童名		生年月日	平成 年 月 日
入所施設名			
変更事項	変更前		
	変更後		
備考			